

清代沿海帆船に搭乗した日本漂流民

松浦 章

緒言

江戸時代の日本はいわゆる「鎖国」政策を実施したため、人々の海外渡航を禁止した。しかしながら、沿海の海運まで禁止したわけではなく、帆船いわゆる「和船」の建造において三本帆柱（檣）以上の造船の禁止などの制限が加えられた¹が、日本列島近海の沿海航運は盛んであった。そして瀬戸内海や九州近海、東海や関東などの近海では船舶による海運が活発となった。とりわけ瀬戸内海に活躍した伊勢船、東北近海や日本海を航行した北国船などの代表的な廻船が現れた。²

特に江戸時代に大いに発展を遂げたのが弁才船である。弁才船は主として貨物輸送の荷船であって、帆柱一本で三階造りの基本構造を持ち、江戸時代中後期以降、東回り廻船や西回り廻船航路を開き、特に江戸と大坂との間を定期的に運航していた弁才船の中で菱組の格子を持ち菱垣廻船³、上方の酒を大量に江戸へ輸送した樽廻船⁴など、そして旧式の北国船に変わって日本海航路を蹂躪した弁才船が北前船⁵と呼称されたように、江戸時代における沿海航運の発展に寄与していたのであった。

これらの和船による海運は活発に展開していたが、しかし海難事故も決して少なくはなかった。⁶ 特にそれらの海難船の多くが中国大陸へ漂着している。そして、中国大陸へ漂



21 反帆の弁才船 1834年の絵馬

¹ 石井謙治 『和船』法政大学出版会、1995年7月、32～36頁。
² 石井謙治 『和船』2～3頁。
³ 石井謙治 『和船』89～103頁。
⁴ 石井謙治 『和船』103～112頁。
⁵ 石井謙治 『和船』125～134頁。
⁶ 石井謙治 『和船』343～351頁。

着した多くの日本人達は、漂着地に近い中国の港から日本の長崎に来航する貿易船で帰国した。ところが、江戸時代中後期以降になると日本へ来航する貿易船は浙江省嘉興府平湖縣乍浦鎮⁷からの船に限定され、中国へ漂着した日本人の多くは漂着地から沿海の帆船に乗せられて、乍浦に送られ、乍浦で日本への貿易船の出港まで安置され帰国している。

日本人漂流民の送還の過程において、これまで看過されてきた問題に漂着地から乍浦まで送られる際に、陸路によって乍浦に送られた例もある⁸が、沿海の多くの場合において一般には沿海帆船に乗せられていることである。

そこで、日本の漂流民が中国での救済の後に、どのような沿海帆船が彼等を乍浦に送り届けたかを明らかにすることで清代沿海帆船の具体像を解明したい。

日本漂流民の記録からみた清代沿海帆船

日本の漂流民が漂着地から対日貿易船の出港地まで送られたことが明かな例として、宝暦元年（乾隆十六、1751）十二月二十日に長崎に入港した十一番寧波船で帰国した奥州南部の人々がいる。彼等は福建の北部沿海の秦嶼に漂着したが、その後厦門に送られ、さらに厦門から寧波に送られ、寧波からの貿易船で帰国した。長崎の記録では、

福建省ノ内秦嶼ト云所ニ流寄ル。…其所ヨリ厦門ニ送ラレ、…此所ヨリ寧波ニ送ラレ、…

9

とある。さらに宝暦四年（乾隆十九、1754）正月十日二長崎に入港した一番寧波船において奥州仙台の人々30名が帰国した。彼等は浙江省定海縣舟山の内花山ニ漂着し、その後、

六月十八日迄此所ニ滞留ス。同十九日右ノ人数一船ニ乗セ、翌二十日寧波ニ着船ス。¹⁰

とあるように、30名の日本人が舟山の内花山から寧波まで船に乗せられ運ばれたのであった。

宝暦六年（乾隆二十一、1756）二月四日に長崎に入港した四番乍浦船から筑前の人など四名が帰国している。これらの人々は海南島の漁船に救助され、海南島から廣東に送られて、さらに宝暦五年に、

[宝暦五年]同五月廣東出船、同七月十八日乍浦ニ着、此所ニ滞留仕、當子二月四日當港（長崎）ニ送届、…¹¹

とあるように、廣東から乍浦まで沿海船で送られたことは明かである。この船で共に帰国した

⁷ 松浦章『清代海外貿易史の研究』朋友書店、2002年1月、

⁸ 松浦章「清代廣州港の繁栄」『或問』第7号、2004年3月、15～25頁。

⁹ 『長崎實録大成』卷十二、長崎文献叢書第一集第二巻、296頁。

¹⁰ 長崎文献叢書第一集第二巻、297頁。

¹¹ 長崎文献叢書第一集第二巻、301頁。

者の中に呂宋に漂着した者もいた。彼等は呂宋から廈門へそして、

五月十三日呂宋ヨリ出船、六月二十三日廈門着船、同二十九日寧波に着、七月十七日乍浦二着、…¹²

とあるように、呂宋から廈門へ、廈門からさらに寧波へ、寧波から乍浦へと全て帆船に乗船したと思われる。

安永四年(乾隆四十、1775)十二月に長崎に入港した一番船、三番船から奥州の人々が帰国した。彼等は福建省泉州府惠安縣の外海の島に漂着したが救助され福州へ送られ、そしてさらに、

[五月]二十七日、船二乗福州湊出帆、六月十一日浙江工着船、…¹³

とあるように、福州から浙江乍浦まで船で送られている。

安永五年(乾隆四十一、1776)正月二十七日に長崎に入港した申四番船、二月七日に入港した申五番船より奥州の人々十三名が帰国した。彼は廣東省潮州府潮陽縣の外海に漂着し漁民に救助され潮陽縣に送られ、同所から

乍浦工可継送趣ニテ船二乗り所々船繫シテ、八月十日浙江省乍浦港工着船、…¹⁴

とある。彼は廣東省の潮陽縣から船で乍浦に送られていった。

文政四年(道光元、1821)十二月、文政五年正月に長崎へ入港した巳五番、巳六番船から十五名が帰国したが、彼等は浙江省温州府下に漂着し、温州府永嘉縣へ送られて、

同所ヨリ船路ニテ数日所々へ繼送ラレ、當巳正月二十三日乍浦二着、…¹⁵

とあるように、温州から船を乗り継いで乍浦まで送られている。

清代沿海帆船に搭乗した日本漂流民

『聖祖実録』巻百六十、康熙三十二年(1693)九月辛亥(十日)の条に、

兵部議覆、廣東廣西總督石琳疏言、風飄日本國船隻、至陽江縣地方、計十二人、請發回伊國。應如所請、得旨。外國之人、船隻被風飄至廣東、請殊可憫。著該督撫量給衣食、護送浙省、令其歸國。¹⁶

とあるように、康熙帝は廣東省に漂着した日本人に対して、朝貢関係が無い日本国の民衆であっても、柔遠の心を示して、衣食を与えて帰国させるように命じ、まず日本に近い浙江省へ送

¹² 長崎文献叢書第一集第二巻、301頁。

¹³ 『續長崎實録大成』巻九、長崎文献叢書第一集第四巻、264頁。

¹⁴ 『續長崎實録大成』巻九、長崎文献叢書第一集第四巻、265頁。

¹⁵ 『續長崎實録大成』巻九、長崎文献叢書第一集第四巻、279頁。

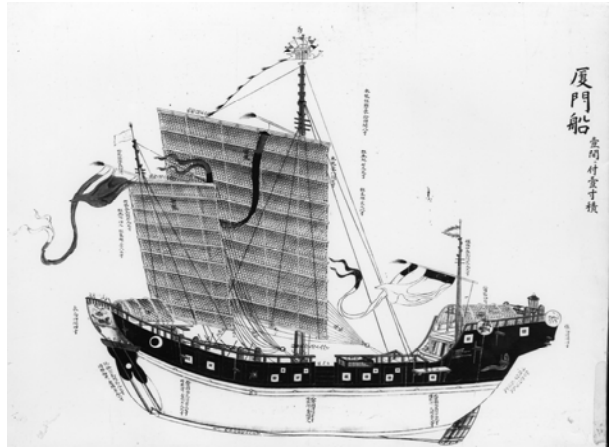
¹⁶ 『清実録』5、中華書局、1985年9月、755頁。

り届けるように命じたのである。康熙以降に中国へ漂着した日本人漂流者も歴代の清朝の皇帝から同様の扱いを受けた。

漂着地の廣東と浙江を結ぶ航路は康熙二十三年(1684)遷界令撤廃以降、漸次拡大して行ったのである。

そのような事例を掲げれば、琉球国に漂着した廣東潮州府治下の商船の場合、

難民楊傳順係廣東潮州府澄海縣人
駕坐商船一隻、配舵水張宗耀等十八名、又搭客楊阿都等五名、共二十三名、裝載黃白糖等物、於道光十年五月十五日、在廣東陵水縣開船、至八月初五日、到天津發賣、九月十五日該處出口、二十日到奉



廈門船 平戸松浦史料博物館蔵「唐船之図」

天寧遠州収買黃豆、十月初七日開駕回籍。十一月初一日在洋遭風砍桅失舵、任風漂流、至十二月初四日、漂収琉球國大島屋喜内縣洋面。¹⁷

とあるように、潮州府澄海縣の人々が商船に搭乗し、砂糖類を積載して廣東崖州直隸州陵水縣より出帆して天津へ行き交易して、さらに渤海沿海の寧遠州へ寄港して豆類を購入して帰帆する途中に海難に遭遇して琉球国に漂着した。また、

林任等六名係廣東潮州府饒平縣人、駕駛林福禮船隻、通船共三十三人、於道光十年五月二十二日、在廣東東隴港、裝載糖貨、出口六月初二日、到上海縣貿易、収買棉花・米・豆等物、十一月十一日、開駕回籍、十三日在洋遭風船隻打壞、林福禮等二十三人、駕坐杉板小船、不知下落、林任等十人、蔵身水櫃、任風漂流、内謝任・許卿・許敬三名、在洋飢斃、十二月初二日、漂収琉球國那良地方。¹⁸

とあるように、また同じ頃同じ潮州の饒平縣の船が砂糖類を積載して廣東潮州の澄海縣の港東隴から出帆して上海へ行き、交易して帰帆貨物として棉花や米豆などを購入して帰帆途中に海難に遭遇して琉球国に漂着したのであった。

このような沿海船の航運活動は恒常的に行われていた。¹⁹

¹⁷ 中国第一歴史档案馆編『清代中琉関係档案選編』中華書局、1993年4月、692～693頁。

¹⁸ 『清代中琉関係档案選編』693頁。

¹⁹ 松浦章「清代における沿岸貿易について - 帆船と商品流通 -」、小野和子氏編『明清時代の政治と社会』京都大学人文科学研究所、1983年3月。

乾隆十六年(1751)七月初三日付の福建將軍兼管閩海關事であった新柱の奏摺に、

[乾隆十六年]本年三月初六日、有日本番船一隻、遭風失桅、飄至閩省福寧府福鼎縣之姆嶼地方、挽船通船舵水又五郎等共八名、…送交厦防廳照例、撫恤安頓媽祖宮居住、茲據厦門委員奇寵格稟稱、該番又五郎等呈懇回國、現在厦防廳、派搭同安縣商船船戶鄭永順船隻、俾令前往浙江鄞縣、查覓日本便船、附搭回國、…²⁰

とある。福建省の北部沿海の福鼎縣治下の地に漂着した日本人は福鼎から真央委に送られ、厦門の媽祖宮で安置された。その後彼等の帰国の意志を聞き、同安縣籍の商船の船戶鄭成永順の船で浙江寧波に送られ、日本への貿易船で帰国する予定であるとある。ここで厦門から寧波までの日本人を運んだのが同安縣の商船であり、明らかに日本との貿易を業務とする船ではなく、沿海商船であったことは明かである。このように沿海の帆船は商品の流通に係わったのみならず人々をも運んだことがわかる。

この新柱の奏摺に見える日本の漂流民である又五郎らの帰国後の記録は、『通航一覽』²¹にも見られるが、長崎歴史文化博物館所蔵の宝曆元年(乾隆十六、1751)「宝曆元年 唐國福建省江致漂着候奥州南部之者六人口書」にも見られ、近年長崎史学学習会より翻刻され『長崎関係史料選集』第1集に収録されている。同記録によると沿海船につて、

附添候役人、私共を明日(閏五月二十六日)船二乗せ、ミンボへ遣シ候段を書付候而申渡シ候、翌二十六日商ひ船に私共不残乗船仕、荷物等迄積乗せ、當所之役人三人付添、即日船八出し不申、湊内二繋り居申候。²²

とあり、これに対する注記があり、

此船八砂糖を積、南京へ罷越候船二而、船主八邱氏二而御座候、…²³

とあるように、日本の漂流民が乗せられ厦門から寧波まで送られた船は、主として砂糖を積載して南京とある江南方面に赴く商船であった。その船の船主は邱氏とであったとある。厦門から寧波までの航海の状況についてさらに、

六月朔日此所出船致シ南風二而走り出シ候、此節八見送り之船も無之、地方も不見遠沖を乗、ミンボへ着船迄八、吹詰ノ順風二而、昼夜共二走り申候、此間之里数はいか程と申儀、是又存不申候。²⁴

とあり、これにも注記があり、

²⁰ 『史料旬刊』天五〇八、國風出版社版、271頁。

²¹ 『通航一覽』卷二百十七、刊本第五冊 469～484頁。

²² 『長崎関係史料選集』第一集、長崎史学学習会、2004年2月、9頁。

²³ 『長崎関係史料選集』第一集、9頁。

²⁴ 『長崎関係史料選集』第一集、9～10頁。

廈門より寧波迄之里数六十更余有之、五官申之候、一更と申八唐國之六十里にて、日本之六里程二相當り申候、六十更二而八日本道法三百六十里程之積り二御座候。²⁵

とある。廈門から寧波まで六十更として、清朝中国の里数ではおよそ三六〇〇里になるが、江戸時代の里数にすると三六〇里に相当するとしている。現在の裡では約六〇〇裡で一〇〇余キロほどに相当するであろう²⁶が、当時の測量方法から見て隔絶した数字では無いであろう。

この六〇更の航路を順風を受けて走破して、同船は、

同十日昼時、ミンボ之湊へ着船仕候。²⁷

とあるように、邱氏の帆船は十日間で廈門・寧波間を走破したのであった。

道光二十一年(天保十二、1841)に、救助された日本人も中国の沿海船に搭乗して、対日貿易船の出る乍浦に送られている。道光二十一年五月初六日付の福建巡撫劉鴻翱の奏摺によれば、爲閩省赴粵商船搭載日本國難夷、回閩循例、撫恤送浙江省、譯訊明確、遣發回國、恭摺奏聞、仰祈聖鑒事、竊查本年閏三月二十九日、據廈門防同知顧教忠稟稱、閏三月二十三日、據巡役稟報、有廣東澳門來廈之同安縣船戸金合順商船一隻進口、船上搭有夷人三名、詢據金合順稟稱、係日本國遭風難夷、附搭來閩、稟求送回本國等語。…據該難夷呈送紅稟一張内云。係日本國人名仙太郎、松之助、辰蔵等、於道光二十一年正月間、在本國出洋貿易、適爲狂風打沈船隻、幸遇漁人、救護載至澳門、今懇福建船隻、搭到此地、乞給文憑得本國等情、…道光二十一年五月初六日²⁸

とある。この内容は、道光二十一年正月、天保十二年正月に仙太郎、松之助、辰蔵の三人が乗船した船が海難に遭遇して廣東省方面に流され、澳門の近くで漁師に救われて澳門に送られた。その彼等が、澳門に貿易に来ていた福建省同安の金号順商船に救済され福建まで連れて来られた。さらに福建巡撫は彼等を浙江省の乍浦に送り届ければ、「乍浦往販東洋船隻、附搭回國」と帰国できる船があるとしている。このように、廣東省の澳門近郊に漂着した日本人は、福建の沿海商船によって澳門から福建に運ばれたことが知られる。彼等は漂着地から長崎に帰国するまでの過程で明らかに清代の沿海商船に搭乗したのであった。

彼等の帰国後の記録は、長崎で取調べられた『犯科帳』の記録しか知られないが、彼等は天保十三年(道光二十二、1842)の寅一番、二番船で帰国している。帰国したのは「千太郎、辰蔵」の両名であった。档案に見る辰蔵は同一人物であることは確かであろう。もう一人の仙太郎は千太郎と同一人物であることは明かであろう。松之助はおそらく中国で病死したのであろう。

²⁵ 『長崎関係史料選集』第一集、10頁。

²⁶ 『中国交通管運里程図』人民交通出版社、1991年3月参照。

²⁷ 『長崎関係史料選集』第一集、10頁。

²⁸ 中国第一歴史檔案館 硃批奏摺、外交類 4-258-37。

はまた²⁹寅一番船は正月十六日夕刻し船主は蔣春洲、楊少棠、二番船は同日の夜に入港した船主は王雲帆、沈萍香であった。³⁰

さらに、乾隆三十二年（明和四、1767）二月二十五日付けの蘇昌と莊有恭の奏摺によれば、
 …據漳浦縣詳報、乾隆三十一年八月二十日、有番民一十八人、在雲霄營關廂飯店住歇、為汛兵鄉保、盤詰送縣、訊同行之張興隆、據稱各番、係日本國人、在洋失風、羈留呂宋所轄之宿霧國、有海澄縣船戶黃泰源、在彼貿易、順帶到閩等情。…訊得黃泰源、自置商船、領有海澄縣牌照、於乾隆三十一年三月、自廈門掛驗出口、前往宿霧生理、交易事畢、正在開船、該地番官聲言、有日本國番人文治良等一十八名、遭風漂流、到彼本處、向無日本往來船隻、洩黃泰源附載廈門、再覓便船送回、給與番銀一百圓、以作酬勞、及供給難番口食、黃泰源應允、即在宿霧開船、又覓能通日本番語之通事、譯出各番口供、據稱番人文治良係船主、八右門係舵工、源龍係財副、其餘宋十良・左治良・儀右門・利七・幸吉・源治良・徳之助・治良八・売龍・十三良・照五良・森兵平・長吉・長龍・五良平十五人俱係水手、均在日本國七然島住家、原領該國告身、裝載錢米豆麥柴木等物、海邊貨賣、遭風失舵、漂至搭口洋、船貨沈沒、扶板抵岸、該地番官載送宿霧、因宿霧與日本、不通交易、在彼逗留、適遇黃泰源之船、前來貿易、宿務土官、令其搭至內地、…今日本國難番文治良等一十八人、在洋遭風羈留宿霧、因該地不通日本、附搭內地商船來閩、訊無別情、自應查照前例、每日給米一升・鹽・菜錢十文、飭令地方官、好為安頓、覓船載往寧波、附搭日本貿易船隻回國、以昭聖朝柔遠深仁。…

31

とある。福建省の漳浦縣からの報告には、漳浦縣の雲霄營關廂飯店に外国人が十八名居ると言うので調べて所、これらの人々は日本人であった。彼らは呂宋島の宿霧に漂着して帰国する術がなかったところ、たまたま宿霧に貿易のために来航した海澄縣船戶黃泰源から、問いただされ日本人であることが判り、彼の船に乗せられて福建へ渡ったのであったところであった。そして今回の官憲の調査を受けることになり、廈門で庇護を受けて寧波へ送られ、日本行きの中国の貿易船で帰国されることになったのである。

彼らの帰国後の記録は『長崎実録大成』巻十二、「乍浦ヨリ呂宋漂着之十七人送來事」に見え、明和四年（乾隆三十二、1767）七月八日に長崎に入港した三番乍浦出し船より帰国している。彼らの漳浦縣到着後の事を、

八月十九日漳浦縣二着セシ處、…八月二十二日漳浦縣ヨリ出立、翌月十二日漳州府二着シ、

²⁹ 『犯科帳』第九卷、犯科帳刊行会、1960年9月、51～52頁。

³⁰ 大庭脩編著『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』関西大学東西学術研究所、1974年3月、14～15頁。

³¹ 中国第一歴史檔案館 硃批奏摺、外交類 4-258-5。

同十七日川船ニテ翌日廈門ニ着ス。此處十二月九日マテ滞留シ、同日乗船、同二十二日福州府ニ着ス。…四月五日出帆、同二十七日乍浦ニ着ス、…六月十九日乍浦ヨリ出帆、七月八日十七人ノ者長崎湊ニ着船ス。³²

とあるように、彼らは少なくとも亞三日等福州へ、福州から乍浦へと沿海帆船に搭乗して送られたことは確かである。先の蘇昌と莊有恭との奏摺に「覓船載往寧波」と、日本の漂流民を船に乗せて日本への船がある寧波へ送ればと考えられたのであった。

沿海帆船に搭乗したのは日本の漂流民に限られない。乾隆十七年(1752)二月に台湾の淡水附近に漂着し、船が破損した琉球国の二十二名は、台湾南部の台湾縣に送られ、台湾海峡を渡って廈門に、さらに福州の琉球館に送られて、琉球使節の公務が終わり帰国するまで安置され、使節と共に帰国するのであるが、その途中の台湾海峡を渡った際に、中国の沿海商船に搭乗している。

淡水同知王鶴、撥給車輛、按名發給口糧、移派兵役、逐程伴走、到臺配交龍溪縣船戸萬源順、送厦赴省。³³

とあるように、琉球国の難民が搭乗した船は、福建省漳州府龍溪縣の船戸である萬源順の船であった。萬源順船は廈門から台湾に交易のために渡航していた帆船であったと考えられる。その帰帆に琉球国の難民を搭乗させ台南から廈門に渡ったのであった。

嘉慶九年(1804)八月下旬に浙江省臨安縣に漂着した琉球国の難民³⁴は、臨安縣から福州まで「盛泰駿、高元亨商船二隻、一體遣送來閩」³⁵とあるように二隻の商船で運ばれた。二隻も必要であったのは難民が四八名と多かったからである。³⁶

嘉慶二十二年(1817)十月に台湾の艋舺金包里澳口に漂着した琉球国の難民は、淡水同知の撫育を受けて彰化縣に送られ、翌二十三年の「二月初四日、由鹿港出口、至蚶江登岸、於二月十四日、由陸路護送、送省安插館驛」³⁷とあるように、台湾中部の鹿港から渡海して蚶江において上陸し、陸路で福州に至り琉球館に安置されたとある。台湾海峡を渡った琉球難民が上陸した蚶江とは泉州府晉江にあり、『清史稿』卷三百三十九、列傳一百二十六、覺羅伍拉納の傳に「時定往臺灣者出蚶江、民舟或自廈門渡、亦令至蚶江報驗」³⁸と記されるように、廈門と並んで台湾への渡航の窓口であった。

³² 長崎文献叢書第一集第二巻、307頁。

³³ 『宮中档乾隆朝奏摺』第二輯、国立故宮博物院印行、1982年6月、854頁。

³⁴ 『清代中琉關係档案選編』368頁。

³⁵ 『清代中琉關係档案選編』369頁。

³⁶ 『清代中琉關係档案選編』358頁。

³⁷ 『清代中琉關係档案選編』510頁。

³⁸ 『清史稿』中華書局、11081頁。

文政九年(道光六、1826)西六番、九番船で日本に送られてきた奥州の人々³⁹は、フィリピンに漂着したが、閩縣船戸金福全船⁴⁰によって福建まで送り届けられ、さらに福建から浙江省乍浦に送られ、そして日本へ帰国したのであった。

乾隆三年(1738)に両廣省に漂着した安南国の難民、暹羅国の難民は中国船で本国へ送還されている。

安南国難番鄧興等覓有黄昌盛船隻、于乾隆三年九月十五日駕送回國。又安南国難番令奉等、雇有朱合利商船、于乾隆三年十月十三日遣送回國。又暹羅國難番郭斌使等、并門瓜多尼等附搭盧仕華商船、于乾隆四年二月十九日駕送回國。又安南難番阮文雄等、附搭林恒雄商船、于乾隆四年二月十六日開行回國。⁴¹

とある事例からも知られるように、乾隆三年の安南国の難民令奉等は朱合利商船に、暹羅国の難民郭斌使等は盧仕華商船に、乾隆四年の安南国の難民阮文雄等は林恒雄商船に搭乗し、それぞれ中国商船で帰国した。

乾隆二十五年(1776)六月に海南島に漂着した安南国の難民二十八名を、

雇林壽興船隻乗送、及自駕原船、于乾隆二十五年十月十八日開行回國。⁴²

とあるように、修復した彼等の乗船及び林壽興船隻を雇用して帰国させている。

このように、海難に遭遇した難民を中国側は中国の商船に便乗させ帰国させたが、時として送還に便利な地点まで臨機応変に輸送方法として沿海帆船を利用していた。

小結

上記のように、江戸時代の日本人が海難事故に遭遇して中国へ漂着したり、あるいは東南アジアへ漂着しさらに中国へ送られた人々は、いずれの場合も漂着地から日本への中国貿易船が出帆する港まで送り届けられ、日本の長崎に貿易に赴く中国帆船で帰国した。特にその過程で日本への貿易船の無い地であれば、貿易船の多い浙江の港、18世紀以降は浙江省の乍浦まで沿海帆船を利用して送られたのであった。難民が搭乗した沿海帆船は何も日本人だけに限られたのではなく、琉球国、安南国、暹羅国のような国々の人の場合においても同様であった。

このような清代中国沿海の航運業の展開があったために、江戸時代に中国へ漂着した日本人の多くは中国沿海における航運業の発達の便宜を借りることで比較的短期間に帰国できたと

³⁹ 『長崎文献叢書第一集第四巻 續長崎実録大成』長崎文献社、1974年11月、284～287頁。

⁴⁰ 中国第一歴史檔案館 硃批奏摺、外交類 4-258-27。

⁴¹ 中山市檔案局、中国第一歴史檔案館編『香山明清檔案輯録』上海世紀出版、上海古籍出版社、2006年6月、419頁。

⁴² 『香山明清檔案輯録』429頁。

言えるであろう。

他方、清代沿海帆船の具象的な姿を語る中国史料が少ない中で、日本人の帰国後の取調の中で述べられた記録が、これらの帆船の諸相を具体的に語ってくれるのである。その意味でも、「宝暦元年唐國福建省江致漂着候奥州南部之者六人口書」の記録は、短いながらも漂着地から日本への船が出る寧波までの間に搭乗した中国沿海の帆船について記録している。そして日本の難民は、その搭乗した帆船を、砂糖を積載して廈門から寧波へ航行した沿海帆船で、船主が邱氏であったことなど具体的な重要な証拠を提供している。

[付記] 本稿は平成18年度科学研究費補助金「清代沿海航運史の研究」(研究代表・関西大学文学部教授・松浦章)による成果の一部である。